

別記様式第2号（第12条関係）

受付番号	令和 6年 第 1 号
受付日	令和 6年 3月26日
質問者	市民目線の会 小林博次 議員

文書質問答弁書

回 答 日：令和 6年 4月23日

担 当 部 局：都市整備部及び財政経営部

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく 市民目線の会 小林博次 議員の文書質問について、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

■質問

旧笹川西小学校校舎及び体育館の活用について

笹川団地の笹川西小学校周辺住民から笹川の未来の為にと題して、住みやすく魅力ある町にする為にみんなで知恵を出し合って(旧)校舎及び体育館を活用して行こうという要望が繰り返し出されています。

この事を時系列で見ると、2017年8月(旧)笹川西小学校「跡地利用検討会」が発足し住民の意見が集められています。2019年7月「跡地利用検討会」が「跡地利用協議会」に改組し継続して協議していくことになりました

2018年4月笹川東小学校と笹川西小学校が統合して笹川小学校が開校の運びとなりました。

2019年10月「校舎を残し活用する」という方向で協議が進んでいましたが、2019年12月市議会議員に対する答弁では、用途を廃止した西小学校は原則除却(解体)の方向で検討するという事でした。大半の住民が知ったのは2021年4月1日都市整備部からの回覧板でした。住民は突然の方向転換にびっくりしたとのことでした。

2023年の議員説明会資料には上記の流れは報告されていませんが、2019年11月四日市市公共施設マネジメントに関する条例制定がなされていますのでそのことに関連した方向転換ではなかったのかと推測しています。

その後2020年12月市議会に「跡地と西公園の再編素案」が示されています。また住民への説明会もないまま2021年5月解体工事の入札が実施されたことと「新型コロナウイルス感染症」の被害が出始めたことにより関係者に十分な説明がなされないまま校舎の解体

が進められようとした為に「住民の怒り」が爆発しました。(住民説明会は入札実施後 2021 年 7 月と 12 月に開催された) 2021 年 6 月関係住民から市議会に請願書が提出され市議会
で審査の結果、願意妥当として全会一致で請願は採択されました。

同年 7 月 2 日森市長に 1768 名の署名を添えて要望書が提出されています。

要望書では、笹川が抱える問題点として、○子・孫の笹川離れ ○若い世代が定住敬遠
○空き家空き地の急増 ○高齢化 ○高齢者の孤独 ○教育環境への不安 ○外国人のコ
ミュニティ化等々解決すべき課題の解決に向けて空き教室を使った各種の活動や体育館を
使ったスポーツ、健康づくりに取り組んでいた事が出来なくなったこと等の思いがこめら
れていました。2022 年 3 月住民監査請求と 6 月に住民訴訟が行われた。(2022 年 10 月旧校
舎の有効利用を求める笹川住民 2118 名の署名が再度市長に提出され、その後他地域の市民
908 名の署名が追加提出されています)

2023 年 2 月解体工事契約解除、2023 年 5 月住民訴訟が取り下げられた。

四日市市が示した「公園整備と住宅建設」では「笹川の課題の解決」は何一つ出来ない
と思います。

そこで、改めて笹川団地の再生を国の地方創生事業として展開することを提案します。
戦後、全国で開発された新興団地は年とともに人口が減少し衰退しています。このような
団地の再生を地方創生事業として、「市民参加」で進められた成功事例も出始めています。
「官」主導や住民軽視の手法では「まちづくり」は「失敗」しています。

質問事項

1 戦後の復興期に造成された全国の団地を創生事業として市民参加で再生し成功している
団地がありますが、「成功事例に学ぶ」必要があると思いますがいかがでしょうか。

2 現在「まちづくり検討委員会」にて将来構想が議論されていますが その結論が出るまで
の間においても住民から緊急の要望が出されております。この要望は将来構想に資する
ことが大であり、笹川の自治会や(旧)笹川西小学校周辺住民の勢いも借りて笹川団地の
再生を図ることが必要だと思いますが「なぜ」できないのか、どこに問題があるのか教
えていただきたいと思います。

さらに、市民自治基本条例の精神に反して「市民軽視」の対応をするのかについてもお
答えいただきたいと思います。

■答弁

1. ご紹介いただきました国の「地方創生」は、地域の魅力や資源を活かして、経済の活性化や地域住民の生活改善を促進することを目的に、商店街活性化促進事業など様々な事業が展開されており、団地再生に関しては、「地域住宅団地再生事業」があります。

その中では、愛知県春日井市において、旧小学校施設の有効活用、市民との協働による仕組みの構築などに取り組んでおり、小学校の3校統合に伴い廃校となった旧校舎の利活用を市民と共に検討し、多世代交流拠点施設として用途変更された事例があります。

また、まちづくりの一環として、公共施設の建て替えを機に拠点施設の整備を行った岡山県新見市では、老朽化した公共施設再編に向け、市民と市などの協働による会議体での議論を通じて、診療所や図書館、文化ホールなどの複合施設や市営バスなどの交通結節点とした事例もあります。これらのように既存施設の利活用を図ったり、除却し新たに整備した事例があります。

一方、これまで本市においても事例と同様に、旧校舎の拠点施設整備の事例として、塩浜地区では、目標耐用年数を70年と設定した旧三浜小学校校舎について、この年数を迎えるまで46年の期間があったことから「四日市市三浜文化会館」として活用したり、橋北地区についても、旧東橋北小学校校舎の目標耐用年数を迎えるまで49年の期間があったことから「こども子育て交流プラザ」などとして活用を図ってきたところです。

なお、本市の団地再生に関して、高花平地区では、老朽化に伴い除却した市営住宅跡地に一戸建て住宅を中心とした土地利用を誘導し、良好な居住環境の形成を図った事例や、令和2年策定の「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、坂部が丘団地において、都市の「空き」再活用による子育て世代の魅力増進に向け、団地内の公園再編などに取り組んでいるところです。

また、質問をいただきました笹川地区の再生については、令和5年度に地域住民によって結成した「笹川まちづくり検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」に市の関係部局もオブザーバーとして参加し、将来ビジョンの策定に向けて取り組んでおります。

先に述べました事例については、本市と実施区域の規模などについて、地域性が違うものの参考にできる部分もあることから、この検討委員会での将来ビジョン策定に向けた議論が進む過程で、これらの事例などの情報共有を行っていきたいと考えております。

2. 旧笹川西小学校校舎及び体育館の活用についてですが、以前に実施されていた学校開放は、教職員が学校として施設を日々管理する中で、学校教育上支障のない限りにおいて実施されていました。

これは、他の公の施設とは異なり、学校については、学校教育法や社会教育法、スポーツ基本法を根拠として、社会教育活動やスポーツ活動であれば、目的外使用が認められたことによります。

しかし、現在の旧笹川西小学校は、学校としての用途を廃止して公の施設ではなくなり、常駐する職員もおらず、貸し出しを想定した管理や維持修繕を行っていません。

一方、要望としていただいているような利用を行う場合は、公の施設として位置付ける必要があります。そのためには、地方自治法に基づき、利用方法や料金徴収について定めた条例の新設と、施設を管理・運営するための体制整備が必要となります。

また、老朽化した建物を利用するための修繕のほかに、学校であった時は免除されていた、消防法や建築基準法等の一部の基準を満たすための改修が必要になります。

これらを整理するには、相当の期間と経費を必要とします。

検討委員会において、地域住民が主体となって検討していただいておりますが、検討委員会における総意が得られた事業の実施までの暫定的な利用のために公費を投入することは、検討委員会の検討結果によっては、二重投資となったり、改修した施設が短期間の利用で終わってしまう可能性があり、費用対効果の面で懸念があります。

そのため、本市としては、検討委員会の結果を待つ必要があると考えています。

本市では、平成14年に策定した土地利用、まちづくりの方針となる「四日市市都市計画マスタープラン全体構想」において、「生活者の視点に立つまちづくり」や「市民と市の協働によるまちづくり」などをまちづくりの基本的な考え方に位置付けて、様々な取り組みを行っております。

笹川地区においては、地域住民主体の検討委員会による将来の地区の在り方である将来ビジョンを検討する中で、地域課題である子どもの居場所や高齢者のコミュニティーの場、多世代、多文化の交流などについて議論がされております。

本市としても引き続き、検討委員会の運営・進行や地域住民による意見のとりまとめを行うまちづくりの専門家の派遣支援や、笹川地区のまちづくりの課題に関係する部局も検討委員会にオブザーバーとして参加し、将来ビジョンの策定とともに、その実現に向けて、地域と共に検討してまいります。

このような取り組みは、ご指摘の「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」に規定の市民と市などが、相互に協力して市民自治の実現に努めるなどの基本理念に、合致しているものと認識しております。